

令和6年度近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
車両整備等請負業務（単価契約）仕様書

第1 総則

- 1 受注者は、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所において使用する仕様書別紙1の車両について、道路運送車両法に定める定期点検基準に基づく車両の整備及び定期点検、その他発注者又は契約書第9条第1項に定める発注者の指定した職員（以下「発注職員」という。）の指示する作業を行うものとする。
- 2 本業務の実施に際しては、関係法令に定めるところのほか、本仕様書に定めるところにより実施するものとし、本仕様書に定めがない事項は、発注職員と協議により定めるものとする。
- 3 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 本業務の実施に際し、発注職員及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注職員に通知するとともに、発注職員の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。
また、受注者は交通法規等の各種法令を遵守し、契約履行中に発生した事故等については、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- 5 業務の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）別記22-5に定める判断の基準を遵守すること。

第2 業務の内容等

- 1 業務の対象となる車両及び予定している整備内容は仕様書別紙1及び2のとおりである。
- 2 受注者の整備工場等への回送は、発注職員が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- 3 引き取り日、整備の日時、履行期限等については、発注の都度、発注職員と契約書第7条第1項に定める業務責任者が協議の上、発注職員が決定する。
整備車両については、車庫所在地より車両を引き取り、点検・検査実施後、発注書に定める履行期限までに返還すること。ただし、軽微な整備等については、発注職員と協議の上、車庫等において実施することも可能とする。
- 4 交換部品については、メーカー純正品又はメーカーが指定する規格と品質を有しているものを使用すること。
- 5 整備等に伴い廃棄物等の発生物品がある場合は、発注職員が特に発注職員への引き渡しを指示した場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。
- 6 検査、自動車損害賠償責任保険料（法定料金）の納付、自動車重量税（税金）の納付等の一切の手続は受注者が行うものとし、必要な費用は受注者の負担とする。
ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は発注者が第4により負担

するものとする。

第3 発注

- 1 発注職員は、車両の整備等を請求する場合は、契約書第9条第1項に定める発注書を業務責任者に交付するものとする。
- 2 業務責任者は、車両の点検を行った結果、発注職員の指定した整備項目及び部品等の交換等について必要ないと判断される場合、若しくは発注職員の指定した部品以外の部品について整備・交換等が必要であると判断した場合は、当該部品の整備・部品の交換等を行う前に発注職員に協議し、その指示を受けなければならない。
- 3 発注職員は、前項により協議を受けた場合において、発注職員が整備項目及び当該部品の交換等が不要若しくは必要と判断した場合は、第5項の場合を除き、発注内容の変更を行うものとする。
- 4 前項の場合において、発注職員が発注書において定めた履行期限内に整備等を完了することが困難であると認められるときは、契約書第14条に定めるところにより履行期限を変更するものとする。
- 5 受注者は点検作業中に契約に定めのない修理、部品交換が必要となる場合は、発注職員と協議の上、修理、交換を行うものとする。

第4 自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）の扱い

車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、月単位ごとの車検点検実施前に受注者が所要額を発注者に請求し、請求金額の受領を確認した後で行うこととする。

なお契約期間中に自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等に伴い、金額の変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

第5 検査、請求、支払

- 1 業務責任者は検査・整備及び必要な手続を完了する都度、契約書第10条第1項に定める作業報告書（受注者独自様式の納品書等により作業報告書に代えることも可）に以下に定める関係書類（②以下は該当がある場合のみ）を添えて発注者に通知しなければならない。
 - ① 整備記録簿
 - ② 自動車検査証
 - ③ 自動車損害賠償責任保険証明書
- 2 代金の請求及び支払いについては、上記第3第1項により1件の発注書で発注職員が依頼した車両について契約書第10条第2項の検査が完了した後に行うものとする。

第6 保証

受注者は、契約書第10条第2項に定める検査に合格した日から起算して6ヶ月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

第7 その他

業務の対象となる車両については、事情により増減する場合がある。

仕様書別紙1 (整備車両一覧)

メーカー	車種	種別	用途	車番	型式	車体番号	登録年月日	車検満了日	車両重量	車両総重量
日産	エクストレイル	普通	乗用	京都350も1515	DBA-NT32	NT32-525135	H27.8.27	R6.8.26	1,500	1,775
ダイハツ	ムーヴ	軽	乗用	京都581く9489	DBA-LA110S	LA110S-0080500	H26.9.9	R7.9.8	870	1,090
トヨタ	ハイエース	普通	乗用	京都301や5811	CBA-TRH214W	TRH214-0045439	H28.9.13	R7.9.12	1,980	2,530
日産	セレナ	普通	乗用	京都503た8355	6 AA - GC28	GC28-002593	R5.9.27	R8.9.26	1,810	2,250
スズキ	エスクード	普通	乗用	京都301ら4847	DBA-TE21S	TSMLYE21S002-62828	H29.1.27	R8.1.26	1,210	1,485
スズキ	エスクード	普通	乗用	京都381さ1717	5AA-YEH1S	TSMLYEH1S00C05272	R5.2.20	R8.2.19	1,320	1,595

仕様書別紙2 点検項目一覧表（予定数量）（年式順）

（単位：式）

メーカー	車種	種別	用途	総台数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
					車検整備 （一式）	12ヶ月点検 （一式）	ブレーキディス クパッド交換 （一式）	エンジン オイル交換 （一式）	オイルエレ メント交換 （一式）	ワイパーゴム 前後交換 （一式）	ACガス 点検・補充 （一式）	エア・エレ メント交換 （一式）	ACフィルタ交換 （一式）	ブレーキ オイル交換 （一式）	ファンベル ト交換 （一式）	バンク修理 剤更新 （一式）	Fディスク ロータ交換 （一式）	タイヤ交換 （一式）	引取り納車
日産	エクストレイル	普通	乗用	1	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1			1 夏タイヤ 225/65R17	3
ダイハツ	ムーブ	軽	乗用	1		1		2	1		1					1			2
トヨタ	ハイエース	普通	乗用	1		1	1 (フロントのみ)	2	1								1		2
日産	セレナ	普通	乗用	1		1		2	1										2
スズキ	エスクード 4847	普通	乗用	1		1		2	1							1		1 夏タイヤ 215/55R17	3
スズキ	エスクード 1717	普通	乗用	1		1		2	1										2

・消耗部品、油脂系類、水類については、車両指定規格品jisと同等以上の製品を用いること。

・⑭については、純正同サイズ規格品（夏タイヤ）、国内生産品を用いること。

注）全車共通のオイル交換（一式）当該数量についてはあくまでも当方が見込む予定数量であるため、数量を確約するものではない。